

未熟児養育医療

1 未熟児養育医療とは…

生まれたときの体重が 2000g 以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、未熟児の治療が可能と認定された医療機関での入院治療に伴う医療費が軽減される制度です。

ただし、おむつ代・差額ベッド代など、**保険診療外の部分は補助対象外**となりますので、それらについては医療機関に通常の支払いをしてください。

2 医療費の負担割合は…

保 険 診 療 の 医 療 費 全 体		保険診療外
自己負担 約 2 割	健康保険負担 約 8 割	自己負担

未熟児養育医療は、この部分の一部を、皆さんの収入に応じて公費負担する制度です。

承認されると世帯の収入に応じて一月ごとの「負担基準額」が決定され、さらに日割り計算により、その月の負担基準額が決定します。そして、自己負担2割のうち、負担基準額を超える部分を、公費で負担します。

ただし、負担基準額は「こども医療費助成」の対象となりますので、市役所こども家庭課でこども医療費助成の手続きをあわせて行うことで、自己負担2割にかかる負担はなくなります。

3 申請手続きの流れ

- ① 出生から1か月以内に、沼津市保健センターまたは保健センター戸田分館に申請してください(必要書類は裏面参照)。
翌月までに給付承認・不承認が決定し、承認の場合は自宅に「養育医療券」が届きます。
- ② 自宅に届いた「養育医療券」を医療機関の窓口で提示してください。

4 その他

申請後、保健師による家庭訪問をさせていただき、体重測定や子育てについてのお話を伺ったりしますので、お子さんが退院されましたら、健康づくり課までご連絡ください。

家庭訪問は、里帰り先に訪問することも可能ですので、ご相談ください。

また、退院後 10 日以内に退院通知書が医療機関から健康づくり課に送付されてきますので、それをもとに、こちらからご連絡させていただくこともあります。

5 申請に必要な書類

- ① 養育医療給付申請書(*) (＊)は申請窓口にて用紙があります
- ② 養育医療意見書(*)
- ③ 世帯調書(*)
- ④ 同意書(*)
- ⑤ こども医療費助成申請書(*)
- ⑥ こども医療費助成金充当依頼書(*)
- ⑦ お子さんの健康保険証の写し
(手続き中の方はその証明書 または 加入予定の保護者の保険証の写し。後日お手元に届き次第、提出(郵送可)してください)
- ⑧ お子さんのこども医療費受給者証(手続き中の方はその旨をお申し出ください)
- ⑨ 世帯全員のマイナンバーがわかる書類
(個人番号カード、通知カード、個人番号記載住民票等)
※通知カードは、記載内容が住民票と一致している場合に限り
※「個人番号通知書」はマイナンバー確認書類には含まれません
- ⑩ 申請者の本人確認書類
- ⑪ 印鑑
- ⑫ 委任状(代理人による申請の場合)(＊)
- ⑬ 代理人の本人確認書類(代理人による申請の場合)

6 お問い合わせ先 及び 申請窓口

- ◎沼津市保健センター(健康づくり課) 〒410-0881 沼津市八幡町 97 番地
電話:055-951-3480 FAX:055-951-5444
- ◎沼津市保健センター戸田分館 〒410-3402 沼津市戸田 916 番地の 2
電話:0558-94-3970